

医科点数表の解釈

(注射薬品の投与)

(1) 自己の診療中の患者が遠路により通院が不可能であるとの理由で、患者の要請のままに注射薬品を投与することはインスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、ソマトスタチナナログ、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液及びプロスタグラランジンI₂製剤を除き認められない。患者の通院が真に不可能である場合はまず内服薬を投与すべきであるが、注射が必要欠くべからざるものである場合は、往診して治療すべきものである。

(昭26. 7.23 保険発 184)
(昭56. 5.29 保険発 43)
(昭58. 1.20 保険発 7)
(昭59. 2.13 保険発 7)
(昭60. 2.18 保険発 11)
(平 2. 2.18 保険発 11)
(平 4. 5.28 保険発 84)
(平 8. 3.29 保険発 51)
(平10. 5.22 保険発 86)
(平10.12.22 保険発 200)
(平11. 3.25 保険発 30)
(平12. 5. 2 保険発 94)
(平12. 5.23 保険発 108)
(平12.11.17 保険発 191)

(2) 自己の診療中の患者で1日数回又は隔日注射が必要欠くことのできない症例に対して、遠路という理由により患者あるいは保健師に注射薬（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、ソマトスタチナナログ、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液及びプロスタグランジンI₂製剤を除く。）を投与し、町村の保健師の指導のもとに注射せしむることは認められない。保険医が往診して治療すべきものである。

(昭26. 7.23 保険発 184)
(昭56. 5.29 保険発 43)
(昭58. 1.20 保険発 7)
(昭59. 2.13 保険発 7)
(昭60. 2.18 保険発 11)
(平 2. 3.19 保険発 22)
(平 4. 5.28 保険発 84)
(平 8. 3.29 保険発 51)
(平10. 5.22 保険発 86)
(平10.12.22 保険発 200)
(平11. 3.25 保険発 30)
(平12. 5. 2 保険発 94)
(平12. 5.23 保険発 108)
(平12.11.17 保険発 191)